

平成19年7月27日

## 第23回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

### 1. シアゾファミド

#### (1) 用途

殺菌剤

#### (2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく適用拡大申請（大豆及びレタス等）があり、平成19年5月22日付けで厚生労働大臣より意見聴取された。

なお、本剤はこれまでに二度、食品安全委員会において評価されている。

#### (3) 評価の概要

各試験の無毒性量の最小値が、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の17.1 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.17 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。

### 2. ノバルロン

#### (1) 用途

殺虫剤

#### (2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく適用拡大申請（ミニトマト、ピーマン及びいちご）があり、平成19年6月25日付けで厚生労働大臣より意見聴取された。

なお、本剤はこれまでに二度、食品安全委員会において評価されている。

#### (3) 評価の概要

各試験の無毒性量の最小値が、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の1.1 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.011 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。